

公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会基本財産管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会定款第37条の規定に基づき、公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会の基本財産の管理について必要な事項を定め、もって基本財産の適正かつ効率的な管理に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 基本財産の管理については、定款に定めのあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(管理責任者)

第3条 基本財産の管理責任者は、会長とする。

(管理方法)

第4条 基本財産の管理は、次の各号に掲げる方法により、安全かつ有利にこれを行わなければならない。

(1) 預貯金

(2) 貸付信託及び金銭信託（元本補てん契約により元本が保証されるものに限る。）

(3) 国債、政府保証債、地方債等

(4) その他会長が認める方法

(基本財産の処分及び担保への提供)

第5条 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき並びに基本財産を担保の用に供しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(基本財産の果実)

第6条 基本財産から生ずる果実は、公益目的事業、収益事業等又は管理運営費用のいずれかに充当するものとする。

(2) 果実を公益目的事業、収益事業等又は管理運営費用に充当することとされた基本財産については、法人の運営に著しく支障をきたす恐れがあると認められる場合に限り、理事会及び総会の承認を得てその一部又は全部を取り崩すことができるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。